平成２４年（フ）第１４３号
鹿児島県鹿児島市武１丁目６番31―705号
債務者　鶴留由加利
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１５０号
鹿児島県日置市東市来町湯田2237番地
債務者　赤﨑　一治
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
青森市大字三内字稲元117番地27　ハイツサンレモン101号
債務者　金田　英朗
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２号
千葉県鴨川市天津924番地　ＴＹハイツ103
債務者　梅田　里美
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第４６号
富山県高岡市京田442番地　グラン・エクシード301号
債務者　海老江朋子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第３５号
岐阜県高山市春日町145番地１
債務者　三井　拓也
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第４００号
京都市右京区梅津南上田町50番地３
債務者　小島伊佐男
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４１３号
京都市北区平野鳥居前町24番地の９　ライオンズマンション京都衣笠503号
債務者　荻野佐江子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４４４号
京都市上京区東三本木通丸太町上る南町519番地３
債務者　神宮道波多野こと　波多野秀代士
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４８０号
京都府八幡市川口浜38番地の67
債務者　丸山　敏和
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１６９号
兵庫県西宮市中屋町７―６サンパティ西宮301号、住民票上の住所兵庫県西宮市丸橋町８番68―202号
債務者　藤本　香織
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１７８号
兵庫県芦屋市高浜町５番２―1611号
債務者　小野　真依
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１８５号
兵庫県西宮市泉町３番18号
債務者　才川美千子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１８９号
兵庫県尼崎市尾浜町１丁目10番７―405号
債務者　曽我　知温
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２０１号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目13番15号　石井文化
債務者　松本　秋徳
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２２２号
兵庫県西宮市北名次町１番６―305号
債務者　仲井　俊幸
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４２号
鳥取県鳥取市面影１丁目38番１―101号コーポＹＡＨＡＴＡ面影Ⅱ―101号、旧住所鳥取県鳥取市大覚寺183番地13
債務者　平岡　信子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３号
鳥取県鳥取市面影１丁目38番１―101号コーポＹＡＨＡＴＡ面影Ⅱ―101号、旧住所鳥取県鳥取市大覚寺183番地13
債務者　平岡　康弘
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
鳥取地方裁判所民事部